

別表（第5項・第6項関係）

事業区分	補助率	補助限度額	補助対象経費
(1)郷土食・伝統菓子伝承事業	定 額	15,000 円	講師謝礼、食材費、 会場費、保険料、 消耗品等（※）
(2)在来作物伝承事業			
(3)地産食材活用事業	対象経費の 1/2	10,000 円	

※以下に該当する経費は補助対象経費から除く。

1. 事業終了後も使用できる備品の購入に係る経費
2. 景品、記念品等の購入に係る経費
3. 申請者や申請団体構成員を対象とする謝礼
4. 食糧費（茶菓子、体験学習における食糧経費等）、過大な食材費・消耗品費（使い捨て容器、衛生・感染症対策用品、事務用品等）、自宅にある調味料
5. その他、対象経費として不相当と認められる経費